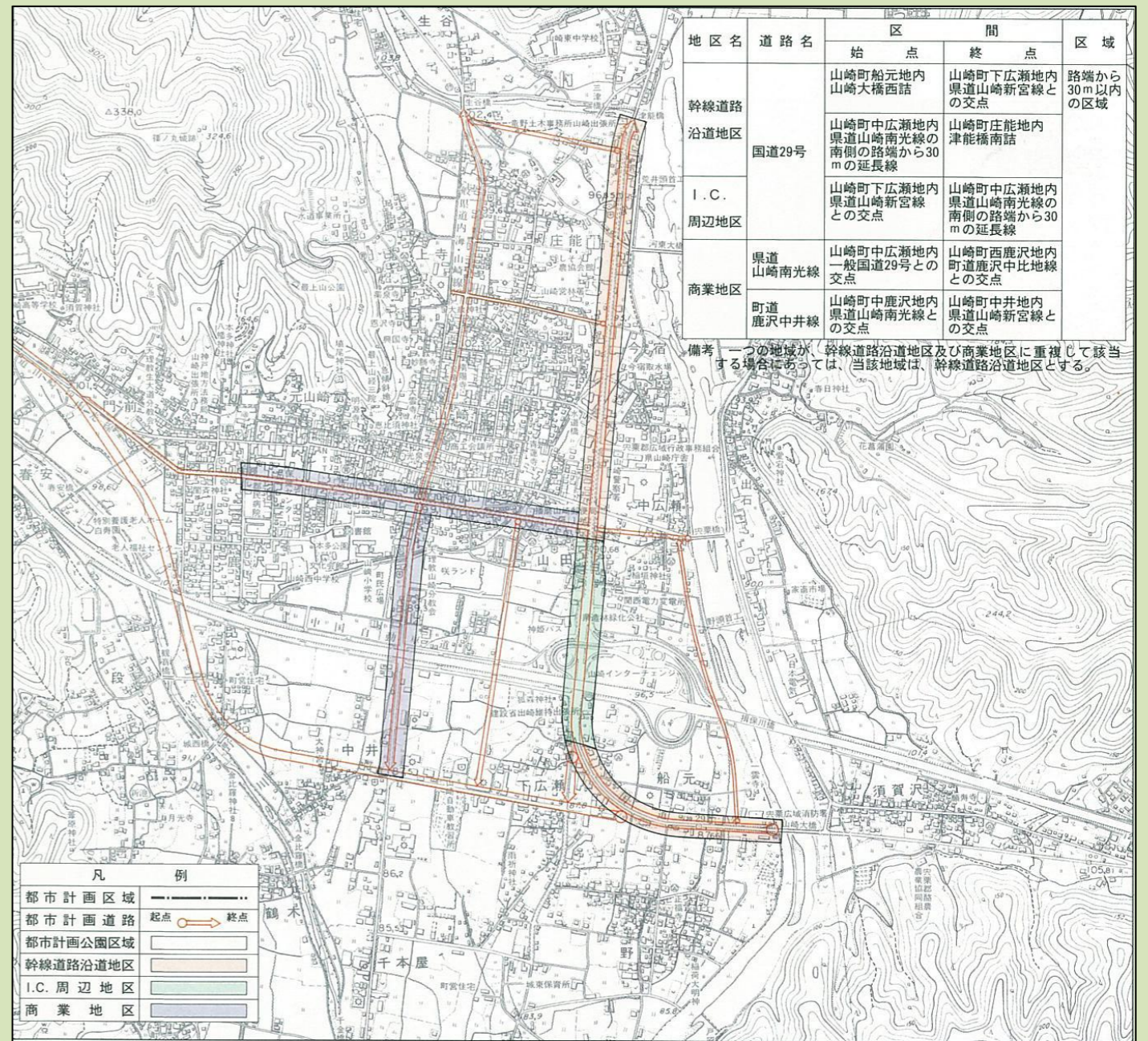


# インターチェンジ周辺地区広告景観形成基準

項目	広告景観形成基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱利用広告は禁止とする。</li> <li>案内図等は建植広告とする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路境界線から道路上にはみ出さない。</li> </ul>
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物のデザインは建物や環境と調和したものとする。</li> <li>広告物の裏面も景観的な配慮を行う。</li> <li>けばけばしい色彩の照明は禁止とする。</li> <li>公共施設の施設名称サインは木質系の素材を使用する。</li> <li>建植広告の柱、枠を木質系の素材、色彩とし、表示面のデザインは切文字を原則とする。表示面の色彩は高彩度色を原則として用いない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な維持管理を行う。</li> <li>簡易広告物はイベント時のみとする。</li> </ul>

地区名	形態	広告景観形成基準
	幹線道路沿道地区	<b>屋上広告</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>塔状の広告物は避け、横型のものとする。</li> <li>建物の平均階高を超えない高さ、または高さ5メートル以下とする。</li> <li>文字・絵は表示面積の2分の1以下とする。</li> <li>建物の色彩との調和を図るとともに、地色に高彩度色は用いない。</li> </ul> <b>壁面広告</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上に設置する場合は、施設名(店舗名含む)のみとする。</li> <li>一壁面に3個以下とする。</li> <li>建物の色彩との調和を図るとともに、高彩度色は2色以下、かつアクセントとしてのみ使用する。</li> </ul> <b>突出広告</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物端部に1個のみ掲出可能とする。</li> <li>歩行者向けの広告物は2階以下に設置する。</li> </ul> <b>建植広告等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さは5メートルを標準とする。</li> <li>夜間利用、夜間景観の演出を図り、外照式の照明を設置する。</li> <li>敷地内で道路方向に直角に配置する。</li> </ul>
I.C. 周辺地区	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>最小限の掲出とし、一壁面2個までとする。</li> <li>3階以上に設置する場合は、名称サインのみとする。</li> <li>建物の色彩との調和を図るとともに、高彩度色は2色以下、かつアクセントとしてのみ使用する。</li> </ul>
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物端部に1個のみ掲出可能とする。</li> <li>歩行者向けの広告物は2階以下に設置する。</li> </ul>
	建植広告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは5メートルを標準とする。</li> <li>案内誘導広告が複数掲出される場合は集合化を図る。</li> </ul>
商業地区	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔状の広告物は避け、横型のものとする。</li> <li>建物の平均階高を超えない高さ、または高さ5メートル以下とする。</li> <li>文字・絵は表示面積の2分の1以下とする。</li> <li>建物の色彩との調和を図るとともに、地色に高彩度色は用いない。</li> </ul>
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>一壁面に3個以下とする。</li> <li>2階以上の窓面利用の広告は掲出しない。</li> <li>1個あたりの面積は、4平方メートル以下とする。</li> </ul>
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物端部に1個のみ掲出可能とする。</li> <li>歩行者向けの広告物は2階以下に設置する。</li> <li>商店街として、規格をそろえ、統一化を図る。</li> <li>統一看板には照明を設置する。</li> </ul>
	建植広告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1個以下とする。</li> <li>高さは5メートルを標準とする。</li> </ul>

# インターチェンジ周辺地区広告景観モデル地区の指定区域



□問い合わせ先□

〒671-2593  
 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6  
 宍粟市役所 建設部 都市整備課  
 TEL 0790-63-3000(代表)  
 FAX 0790-62-9939